

第68回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

1 日時

平成27年3月30日（月） 14:00～15:00

2 場所

厚生労働省 共用第8会議室（19階）

3 議題

- （1）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）
- （2）2014年度の年度目標に係る中間評価について
- （3）その他

4 資料

- 資料1-1：障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（諮問文・年度当初施行分）
- 資料1-2：障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱（諮問文・予算成立後施行分）
- 資料1-3：平成27年度の障害者雇用関係助成金について
- 資料1-4：新助成金と旧助成金の比較について
- 資料2-1：2014年度 障害者雇用分科会における年度目標の中間評価について（案）
- 資料2-2：2014年度中間評価シート

参考資料1：新雇用保険二事業助成金の概要等

厚生労働省発職雇 0330 第 1 号

平成 27 年 3 月 30 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 平成二十七年四月一日以後の重度障害者等通勤対策助成金等の支給に関する措置

一 重度障害者等通勤対策助成金の支給に関する措置

重度障害者等通勤対策助成金のうち、住宅の新築等助成金は、平成二十七年四月一日以後に支給を受けることができることとなった事業主又は事業主の団体に対しては、当分の間、機構において支給しないものとする。

二 障害者能力開発助成金の支給に関する措置

障害者能力開発助成金は、平成二十七年四月一日以後に支給を受けることができることとなった事業主等に対しては、当分の間、機構において支給しないものとする。

第二 その他

この省令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。

厚生労働省発職雇 0330 第 2 号

平成 27 年 3 月 30 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
案要綱」について、貴会の意見を求める。

別紙

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 平成二十七年 月 日以後の障害者介助等助成金等の支給に関する措置

一 障害者介助等助成金の支給に関する措置

障害者介助等助成金のうち、重度中途障害者等職場適応助成金、健康相談医師の委嘱助成金、職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金及び在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金は、平成二十七年 月 日以後に支給を受けることができることとなった事業主に対しては、当分の間、機構において支給しないものとする。

二 職場適応援助者助成金の支給に関する措置

職場適応援助者助成金は、平成二十七年 月 日以後に職場適応援助者による援助を実施することとした事業主に対しては、同日以後に職場適応援助者による援助を実施することとされた障害者に係るもの限り、当分の間、機構において支給しないものとする。

別紙

第二 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

平成27年度の障害者雇用関係助成金について（案）

納付金制度に基づく助成金

障害者作業施設設置等助成金

障害者福祉施設設置等助成金

障害者介助等助成金

- ① 重度中途障害者等職場適応助成金
- ② 職場介助者の配置又は委嘱助成金
- ③ 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金
- ④ 手話通訳担当者の委嘱助成金
- ⑤ 健康相談医師の委嘱助成金
- ⑥ 職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金
- ⑦ 在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金

職場適応援助者助成金

重度障害者等通勤対策助成金

- ① 住宅の新築等助成金
- ② 住宅の貸借助成金
- ③ 指導員の配置助成金
- ④ 住宅手当の支払い助成金
- ⑤ 通勤用バスの購入助成金
- ⑥ 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金
- ⑦ 通勤援助者の委嘱助成金
- ⑧ 駐車場の賃借助成金
- ⑨ 通勤用自動車の購入助成金

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者能力開発助成金

- ① 第1種（施設設置費）助成金
- ② 第2種（運営費）助成金
- ③ 第3種（受講）助成金
- ④ 第4種（グループ就労訓練）助成金

雇用保険二事業

障害者トライアル雇用奨励金
（短時間トライアル雇用奨励金含む）

障害者等初回雇用奨励金

障害者職場復帰支援助成金（仮称）

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

精神障害者等雇用安定奨励金

統合

障害者雇用安定奨励金（仮称）

- ① 障害者職場定着支援奨励金（仮称）
- ② 障害者職場適応援助促進助成金（仮称）

中小企業多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者職業能力開発助成金（仮称）

※ 赤枠部分について、当分の間、支給をしない。

新助成金と旧助成金の比較について

障害者職場復帰支援助成金(仮称)と旧助成金との比較

重度中途障害者等職場適応助成金[納付金]

【対象障害者】

- ① 中途障害者である
 - ・ 重度身体障害者
 - ・ 45歳以上の身体障害者
 - ・ 精神障害者(リワーク支援等の利用者)
- ② ①の障害者である在宅勤務者

【支給要件】

中途障害者であって、職場適応措置を実施しなければ障害により適切な雇用を継続することが困難であると認められる者に対し、職場適応の措置を実施すること。

【助成額・率】

- ・ 対象障害者1人につき3年間・3万円/月
- ・ 短時間労働者の場合は2万円

障害者職場復帰支援助成金(仮称)[二事業]

【対象障害者】

以下に該当する障害者

- 身体障害者
- 精神障害者(発達障害のみ有する者を除く)
- 難病患者(157疾患)
- 高次脳機能障害

【支給要件】

- ・ 雇用する労働者が中途障害となったこと等により、その障害に関連して 3か月以上の休職を余儀なくされ、職場適応措置を実施しなければ障害により適切な雇用を継続することが困難であると認められるものに対し、職場適応の措置を実施すること。
 - ・ 職場復帰後、対象障害者を継続して雇用していること。

【助成額・率】 []は中小企業

- ・ 1年間 50万円[70万円]
(短時間労働者の場合も同じ。)

障害者雇用安定奨励金と旧助成金との比較 (①障害者職場定着支援奨励金(仮称)について)

重度知的・精神障害者職場支援奨励金[二事業]

【対象障害者】

- 重度知的障害者 ○精神障害者

【支給要件】

- 新たに対象障害者を雇い入れ、職場支援員を配置すること

【助成額】 []は中小企業

- ・配置：障害者1人につき月3万円[4万円]（2年間(精神障害者は3年間)）
- ・短時間労働者はそれぞれの半額

障害者職場定着支援奨励金(仮称)[二事業]

【対象障害者】

以下に該当する障害者

- 身体障害者 ○知的障害者 ○精神障害者
- 発達障害者 ○難病患者(157疾患)
- 高次脳機能障害者

【支給要件】

- 新たに対象障害者を雇い入れ、職場支援員(次ページを参照)を配置、業務委託又は委嘱により配置すること

【助成額】

- 配置：変更なし
- 業務委託：配置と同じ
- 委嘱：委嘱1回当たり1万円(2年間(精神障害者は3年間))

①健康相談医師の委嘱助成金[納付金]

②職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金[納付金]

③在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金[納付金]

【対象障害者】

- ①内部障害者(4級以上)、緑内障等による視覚障害者(6級以上)、てんかん性発作を伴う知的障害者、精神障害者等
- ②重度身体障害者、知的障害者、精神障害者等
- ③在宅勤務である身体障害者、知的障害者、精神障害者

【支給要件】

- ①対象障害者の健康管理のために必要と認められる健康相談医師を委嘱すること
- ②職業生活の充実を図ることを援助するための相談等のコンサルタント業務を行う職業コンサルタントを配置又は委嘱すること
- ③在宅勤務障害者の雇用管理等の業務を行う在宅勤務コーディネーターを配置又は委嘱すること

【助成額】

- ①委嘱に係る費用の3/4(10年間)
- ②・③配置又は委嘱に係る費用の3/4(10年間)

職場支援員の比較について

重度知的・精神障害者職場支援助成金における職場支援員 [二事業]

精神保健福祉士等の有資格者

特例子会社等での実務経験が1年以上

重度知的障害者・精神障害者の雇用事業所での
指導経験2年以上

就労支援機関や医療機関等での障害者の相談等に
係る実務経験1年以上

職場適応援助者養成研修を修了

障害者職業生活相談員の有資格者

職業コンサルタント・在宅勤務コーディネーターの配置 又は委嘱助成金におけるコンサルタント等[納付金]

(コンサルタント等の具体的な要件)

障害者職業生活相談員の資格取得後、障害者の相談
等に係る実務経験3年以上

健康相談医師の委嘱助成金における医師[納付金]

(医師の具体的な要件)

内部障害、てんかん性発作を伴う知的障害者、緑
内障等の視覚障害がある者又は精神障害者の健康相
談に関する専門知識及び経験を保有する医師

職場支援員（新）

精神保健福祉士等の有資格者

特例子会社等での実務経験が2年以上

(削除)

就労支援機関での障害者の相談等に係る
実務経験2年以上

職場適応援助者養成研修を修了

障害者職業生活相談員の資格取得後、障害者の
相談等に係る実務経験3年以上

労働安全衛生法に基づく必置の産業医以外の医師

職場適応援助者助成金[納付金]

【対象障害者】

- | | |
|---|---|
| <p>○1号
(社会福祉法人等が実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・1号JCによる支援が必要と認める者(高次脳機能障害者、難病患者など) | <p>○2号
(企業が雇用して配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 |
|---|---|

【支給要件】

- ・事業主が、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の
観点から課題を解決するために必要とする支援内容
や程度を勘案して作成又は承認した支援計画に基づき
職場適応援助者による支援を提供すること

【助成額・率】

- 1号
 - ・援助事業の実施日数 × 14,200円 (1つの支援計画は
最長1年8か月)
- 2号
 - ・ 職場適応援助者の配置による援助の実施に
要する費用の3/4 (1つの支援計画は最長6か月(1人
最大12か月))
- 1号JC研修受講
 - ・ 研修受講者に支給した旅費相当額
※ 1号JC実施法人がJC育成のため研修を受講させ、
旅費を負担した場合支給

職場適応援助促進助成金(仮称)[二事業]

【対象障害者】訪問型(旧1号)と企業在籍型(旧2号)共通 以下に該当する障害者

- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・発達障害者
- ・ 難病患者(157疾患)
- ・ 高次脳機能障害者
- ・ 機構作成の職業リハビリテーション計画が
ある者

【支給要件】

変更なし

【助成額・率】 []は中小企業

- 訪問型
 - ・援助事業の実施日数 × 16,000円 (1つの支援計画は
最長1年8か月 (精神障害者の場合は最長2年8か月))
- 企業在籍型
 - ・ 障害者1人につき月6万円[8万円] (1つの支援計画
は最長6か月 ((1人最大12か月。 精神障害者の場合は
最大18か月))
 - ・ 短時間労働者はそれぞれの半額
- 訪問型・企業在籍型共通
 - ・ 職場適応援助者養成研修受講料の1/2

障害者職業能力開発助成金(仮称)と旧助成金との比較

障害者能力開発助成金[納付金]

- ・ 第1種 (施設設置費)
- ・ 第2種 (運営費)

【対象障害者】 第1種と第2種共通

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者

【支給要件】

- ①運営管理者 (障害者の教育訓練について必要な知識及び経験を有する者) を配置
- ②6月以上2年以内の教育訓練
- ③訓練を行う1単位の受講生おおむね10人
- ④障害者5人に1人の専任の訓練担当者を配置
- ⑤障害特性、安全衛生に配慮した教育訓練施設

【助成額・率】

- 第1種 (施設設置費)
 - ・ 施設・設備設置等の費用の4/5
- 第2種 (運営費)
 - ① 重度障害者等であって、福祉就労施設等を利用する者を対象とした事業に係る運営費の4/5
 - ② ①以外の障害者を対象とした事業に係る運営費の3/4

障害者職業能力開発助成金(仮称)[二事業]

- ・ 能力開発訓練施設等助成金
- ・ 能力開発訓練運営費助成金

【対象障害者】 両助成金共通

訓練が必要であると認められる以下の障害者

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者
- 発達障害者
- 難病患者(157疾患)
- 高次脳機能障害者

【支給要件】

- 左記の①～⑤に加え、
・ 就職支援責任者を配置

【助成額・率】

- 施設設置等助成金
 - ・ 施設・設備設置等の費用の3/4
- 運営費助成金
 - ① 重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者を対象とした事業に係る運営費の4/5
 - ② ①以外の障害者を対象とした事業に係る運営費の3/4

2014 年度 障害者雇用分科会における年度目標の中間評価について（案）

2014 年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標について、当該分科会が実施した中間的な自己評価の結果は、概ね以下のとおりである。

※ 中間評価は 2014 年 12 月時点で把握できる直近の各種指標（概ね 2014 年 4 月～10 月頃の数値）に基づいて行った。

（障害者雇用分科会において設定された年度目標の動向）

○ ハローワークにおける障害者の就職件数について

〔2014 年度目標〕 前年度（77,883 件）以上

〔4 月～10 月実績〕 52,004 件（前年同期実績 46,970 件）

障害者の就職件数は、企業における障害者雇用への理解が進んでいること、就職を希望している障害者が増加していること、各種雇用支援策の充実を図っていることにより前年同期を上回る実績となっており、2014 年度の目標水準を上回ることが期待できる。

引き続き、ハローワークが中心となり福祉、教育、医療等の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施していく。

○ 障害者の雇用率達成企業割合について

障害者の雇用率達成企業割合については、2015 年 6.1 報告の結果が出た時点で改めて評価を行う。

2013 年度の目標においては、少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとし、前年度実績と比較して 1.5%pt 以上の上昇と設定し、中小企業に重点を置いた雇用率達成指導や就職面接会等の取組を実施した。このことにより、2014 年 6.1 報告で雇用率達成企業の割合は 44.7%（前年から 2.0%pt 増）であり、2013 年度目標（1.5%pt 以上の増）を達成したことに加え、雇用障害者数は 11 年連続で過去最高を更新するなど、民間企業における障害者雇用は着実に進展している。

今後も、企業からの求人の充足を的確に行うとともに、事業所に対する厳正な雇用率達成指導を実施していく。

○ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合について

〔2014 年度目標〕 前年度（69.3%）以上

〔4 月～9 月実績〕 67.3%（前年同期実績 69.5%）

平成 26 年度上半期の就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は、より就

職に困難な課題を抱える対象者の増加に十分対応出来ず、67.3%と前年同期の実績を下回った。このため、労働局に対して目標及びその進捗を意識した業務実施を改めて指示するとともに、精神障害者雇用トータルサポーター間の支援ノウハウの共有を図る経験交流会の開催などの質の向上を図る取組を行った結果、第3四半期までの実績は68.5%と改善がみられた。

引き続き、目標達成に向けて、精神障害者雇用トータルサポーターの質の向上を図りつつ、精神障害者の求職者に対するカウンセリングや就労準備プログラム、事業主への意識啓発等の総合的な支援を実施していく。

障害者就労促進						
関連する 2020 年までの目標						
○障害者の実雇用率 2.0%						
項目	2012 年度 実績	2013 年度 実績	2014 年度 目標	2012 年度 実績 (4~10 月)	2013 年度 実績 (4~10 月)	2014 年度 実績 (4~10 月)
①ハローワークにおける障害者の就職件数	68,321 件	77,883 件	前年度以上	40,085 件	46,970 件	52,004 件
②障害者の雇用率達成企業割合※1	42.7%	44.7%	前年度実績と比較して 1.5%pt 以上上昇	—	—	—
③精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階（※2）へ移行した者の割合	61.7%	69.3%	前年度以上	54.5% (4~9 月)	69.5% (4~9 月)	67.3% (4~9 月)
<p>(備考)</p> <p>※1 【厚生労働省「障害者雇用状況報告」】50人以上規模の企業において法定雇用率を達成（注）している企業の割合 （注）法定雇用障害者数に不足数がないこと。</p> <p>※2 就職（トライアル雇用、精神障害者等ステップアップ雇用含む）、職業紹介、職場実習、職業訓練・職場適応訓練へのあっせん、面接訓練</p>						
2014 年度目標設定における考え方						

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数
2013年度の実績見込みを踏まえて設定。
- ② 障害者の雇用率達成企業割合
雇用率達成企業の割合は、例年1.2%pt程度で伸びている。このため、少なくとも例年の伸びと同程度以上の伸びは堅持することとし、2015年6.1報告において「2014年6.1報告と比較して1.5%pt以上上昇すること」を目標として設定。
- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
2013年度実績が年度目標（60%以上）を大幅に上回ったことから、少なくとも前年度実績値を上回ることを目標値として設定。

施策実施状況

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数
2014年4月から10月までの就職件数は、52,004件（前年同期比10.7%増）
【障害種別ごとの就職件数】
身体障害者：17,555件（前年同期比1.0%増）
知的障害者：11,620件（前年同期比8.1%増）
精神障害者：20,921件（前年同期比20.3%増）
その他障害者：1,908件（前年同期比31.2%増）
- ② 2014年6月1日現在の障害者雇用状況
・民間企業の実雇用率：1.82%（対前年差0.6ポイント上昇）
・民間企業における雇用障害者数43万1千人（対前年比5.4%増）
【障害種別ごとの雇用障害者数】
身体障害者：31万3千人（前年比3.1%増）
知的障害者：9万人（前年比8.8%増）
精神障害者：2万8千人（前年比24.7%増）
・雇用率達成企業割合：44.7%（対前年差2.0%pt増）
- ③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合
67.3%（2014年4月～9月）

2014年度中間評価段階における施策実施状況に係る分析

- ① ハローワークにおける障害者の就職件数

2014年4月から10月までの就職件数は、52,004件（前年同期比10.7%増）となっており、目標（77,883件）の達成に向けて好調に推移している。このトレンドを維持すれば、目標を確実に達成することが見込まれる。特に、精神障害者の就職件数（20,921件）が前年同期比20.3%増と大きく伸びており、就職件数が好調に推移している要因の一つである。

なお、2014年4月から10月までの就職率についても47.9%と前年同期から2.2ポイント上昇している。

② 2014年6月1日現在の障害者雇用状況

2014年6月1日現在の雇用率達成企業の割合は44.7%（前年から2.0%pt増）であり、2013年度目標（前年から1.5%pt以上の増）を達成しており、雇用障害者数は11年連続で過去最高を更新するなど、民間企業における障害者雇用は着実に進展している。

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2014年9月時点において、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合は67.3%であり、目標（前年度（69.3%）以上）を下回った。この要因として、より就職に困難な課題を抱える対象者の増加に十分対応しきれなかったことが考えられる。

施策の達成状況を踏まえた評価及び今後の方針

① ハローワークにおける障害者の就職件数

就職件数は、企業における障害者雇用への理解が進んでいること、就職を希望している障害者が増加していること、各種雇用支援策の充実を図っていることにより前年同期実績を上回っており、目標達成に向けて順調に推移している。このことから、引き続き、ハローワークが中心となり、福祉、教育、医療等の関係機関と連携し、求職者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施することで、目標を達成することが可能であると考えられる。特に、増加を続ける精神障害者等の求職者については、精神障害者雇用トータルサポーター等による専門的な支援により、一層の雇用促進を図ることとしている。

② 2014年6月1日現在の障害者雇用状況

法定雇用率引き上げ後の2014年6月1日時点において、民間企業における障害者の雇用状況については、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を

更新しているものの、依然として過半数の企業が未達成の状態である。

このため、企業からの求人の充足に努めるとともに、事業所に対する厳正な雇用率達成指導を引き続き実施する。特に、障害者雇用の取組が低調である中小企業に対しては、中小企業を対象とした就職面接会や集団指導等を積極的に実施するなど、中小企業に重点を置いた取組を実施し、改善を図ることとしている。

③ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合

2014 年度上半期の就職に向けた次の段階へ移行した者の割合が 67.3%と前年同期の実績を下回ったため、労働局に対して目標及びその進捗を意識した業務実施を改めて指示するとともに、精神障害者雇用トータルサポーター間の支援ノウハウの共有を図る経験交流会の開催などの質の向上を図る取組を行った結果、第 3 四半期までの実績は 68.5%と改善がみられた。

引き続き目標達成に向けて、精神障害者雇用トータルサポーターの更なる質の向上を図りつつ、精神障害者の求職者に対するカウンセリングや就労準備プログラム、事業主への意識啓発等の総合的な支援を実施する。

分科会委員の意見

障害者職場復帰支援助成金（仮称）

趣旨

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害等により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、事業主が必要な措置を講じて雇用の継続を図ることを促進するため、障害者職場復帰支援助成金（仮称）を支給する。

発病・事故等
による
中途障害

休職

職場復帰

雇用継続

3ヶ月以上

6ヶ月

6ヶ月

雇用継続のための措置の例

- 本人の障害を考慮した能力にあわせた職務開発
- 新たな業務のための能力開発
- うつ病の者について、1ヶ月以上のリワーク支援の提供 等

助成の内容

1 対象事業主

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害により3ヶ月以上の休職を余儀なくされ、かつ、復帰に当たり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、その措置を講じた上で、当該中途障害者の雇用を継続した事業主

2 支給額

大企業 1回 25万円（合計50万円）、中小企業 1回35万円（合計70万円）

障害者雇用安定奨励金(仮称)

1 趣旨

障害者の職場適応・職場定着を図るため、障害者を雇入れ、その障害者を支援する者を配置する又は特に職場定着に困難を抱える障害者に対し計画に基づく支援を行う事業主等に対して奨励金を支給する。

2 内容

1. 障害者職場定着支援奨励金(仮称)

障害者の職場適応・定着を図るために事業主が、障害者を支援する者を配置した場合に奨励金を支給。

2. 障害者職場適応援助促進助成金(仮称)

職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、雇入れ後の職場適応・定着を図るために、計画に基づき職場適応援助者(ジョブコーチ)による専門的な支援を提供する者の活動に対して助成金を支給。

障害者職場定着支援奨励金(仮称)

1 趣旨

障害者の職場適応・職場定着を図るため、障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対して奨励金を支給する。

2 内容

助成対象

- 新たに**障害者**を雇入れ、**職場支援者(※1)**を配置する(※2)事業主

※1 対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行う者であり、一定の要件に該当する者をいう。

※2 配置とは、職場支援者を事業主自らが雇い入れるほか、外部の支援者を事業主が委嘱契約等を結んで配置する場合をいう。

支給額

- 支給期間は**2年間**で、支給対象期ごとに支給。(対象労働者が精神障害者の場合の支給期間は3年)
- 支給対象労働者の数に、以下に掲げる区分に応じた額を乗じて得た額

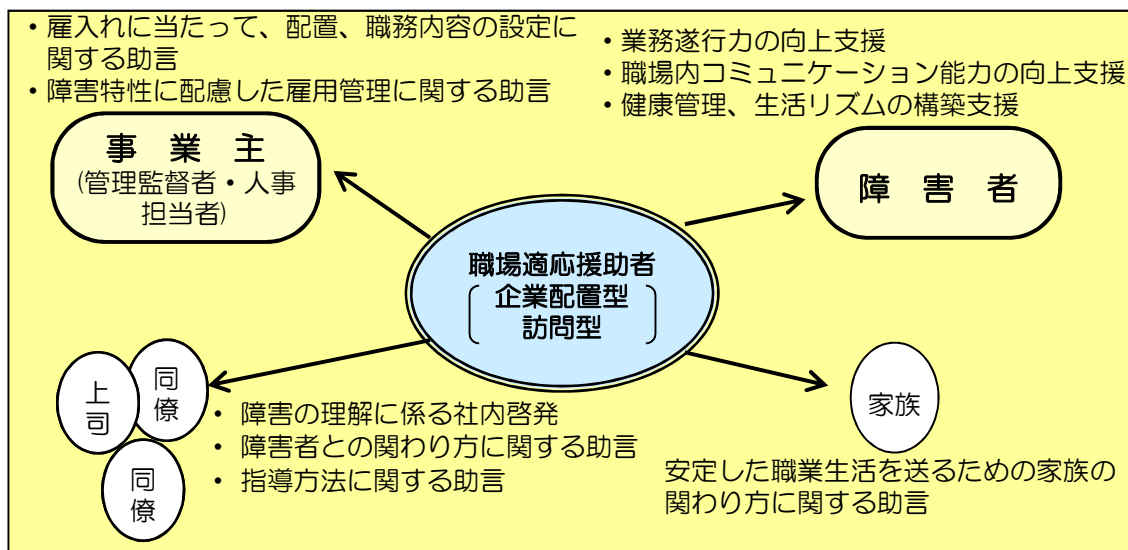
	中小企業以外	中小企業
短時間労働者以外の者	3万円/月	4万円/月
短時間労働者	1.5万円/月	2万円/月

障害者職場適応援助促進助成金（仮称）

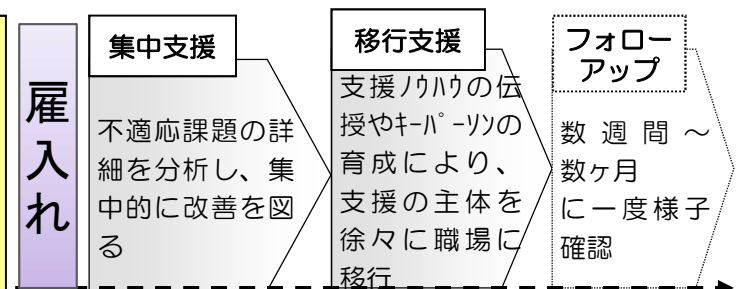
1 趣旨

企業に雇用される障害者の職場適応上の課題を解決し、その雇入れ後の職場適応・定着を図る職場適応援助者の活用を促進するため、障害者職場適応援助促進助成金による助成を行う。

◎ 支援内容



◎ 標準的な支援の流れ(支給対象期間)



• 企業配置型職場適応援助
1回最大6ヶ月(上記集中支援と移行支援)、1人あたり合計最大12ヶ月(精神障害者については最大18ヶ月)まで

• 訪問型職場適応援助
1回最大1年8ヶ月(精神障害者2年8ヶ月)
内訳: 集中・移行支援機関 最大8ヶ月
フォローアップ期間 最大1年
(精神障害者 2年)

2 内容

1 対象事業主

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の観点から課題を解決するために必要とする支援内容や程度を勘案して作成又は承認した職場適応援助計画(仮称)があり、これに基づき職場適応援助者による支援を提供する事業主

2 支給額

○ 企業配置型 対象障害者1人・1月あたり 大企業 6万円(短時間3万円)、中小企業 8万円(短時間4万円)

○ 訪問型 支援実施1日あたり 16,000円

(支援の実施のために新たに職場適応援助者を養成した場合、養成研修受講経費の1/2を助成)

障害者職業能力開発助成金(仮称)

1 趣旨

障害者雇用に取り組む中小企業等の人材ニーズに対応して、一定水準以上の長期間の教育訓練を継続的に実施する施設の設置・運営を行う事業主、社会福祉法人等に対して、その経費を助成する。

2 内容

実施主体: 事業主又はその団体、社会福祉法人等

訓練対象者: 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者等

教育訓練の内容:

- ① 6月以上2年以内の教育訓練
- ② 訓練を行う1単位の受講生おおむね10人
- ③ 障害者5人に1人の専任の訓練担当者の配置(訓練職種に関する専門知識・技術・技能、障害者支援の経験を有する者)
- ④ 生活面・健康面のサポートと就職支援までの一貫した支援
- ⑤ 障害特性、安全衛生に配慮した教育訓練施設

○ 施設・設備の設置等に要する経費に対する助成

設置等に要する経費の3/4(上限額:5000万円、更新の場合は1000万円)

○ 運営費に対する助成

運営費(人件費、教材費等)の4/5(上限額:1人当たり月17万円)

* 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4(上限額16万円)

○ 職域開発等に制約がある中小企業の人材ニーズに対応した人材育成

○ 重度視覚障害者等の職域の拡大

○ 知的障害者、精神障害者等の希望に応じた就職・職場定着の実現

障害者雇用の状況

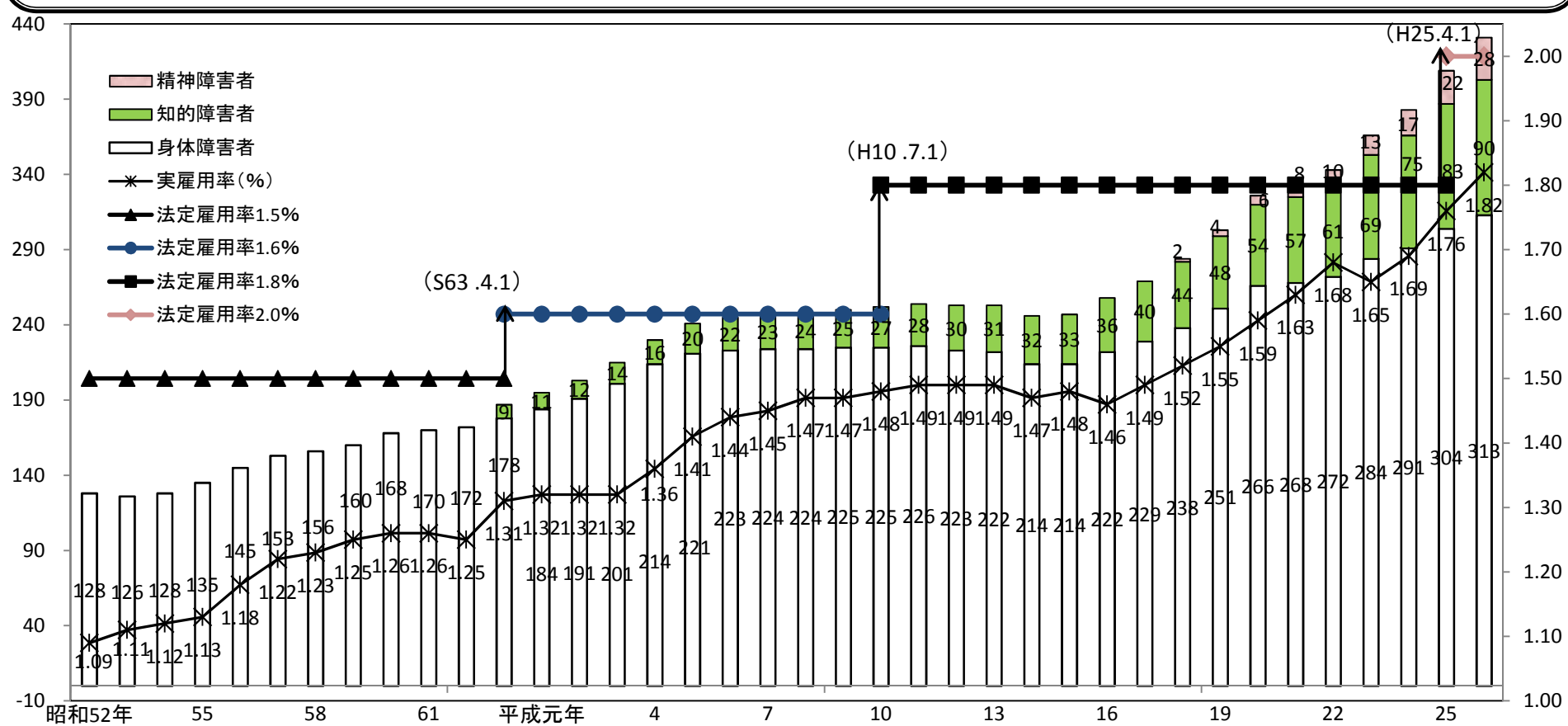
(平成26年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 43.1万人 (身体障害者31.3万人、知的障害者9.0万人、精神障害者2.8万人)

実雇用率 1.82% **法定雇用率達成企業割合 44.7%**

○ 25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、**雇用者数は11年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



(注)平成22年度の改正前の制度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。

障害者雇用納付金制度の財政状況について

単位：億円

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)
納付金収入(a)	155	137	192	192	163	237
支 出 (b)	236	235	226	235	219	207
調整金／報奨金	114	119	134	147	164	125
助成金	77	79	69	66	31	48
事務事業費	44	38	22	20	21	32
単年度収支(a-b)	▲ 81	▲ 99	▲ 34	▲ 43	▲ 55	29

積立金額	257	158	120	76	20	49
------	-----	-----	-----	----	----	----

※ 25年度以前は決算値を記載。

※ 26年度は現時点における見込みであり、決算において数値の変動があり得る。

※ 支出(b)の額については、調整金等の外、還付金が含まれる。

※ 数値は、それぞれ四捨五入。